

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年9月まで
② 昭和43年2月から49年3月まで
③ 昭和52年4月から同年6月まで

結婚前から事業所に住み込みで働き、事業所に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。結婚後もしばらく働いた。昭和42年に転居し、事業所を辞めてからは、夫が自営業を開業したので、市町村役場の窓口や未納保険料を徴収する集金人に納めていた。未納になっていけば、未納期間を差し置いてその後の期間を納めることは考えられないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「第一子を出産後、昭和39年4月に働いていた事業所に職場復帰し、女性の集金人に国民年金保険料を納付していた。」と主張するところ、同僚も、「申立期間①当時、私も事業所に来る女性の集金人に保険料を納付していた。」と証言している。

また、申立人は、国民年金制度が開始された昭和36年4月から、申立期間①の直前である38年9月までの国民年金保険料を納付している上、申立期間①直後の39年10月から43年1月までの保険料も納付していることを踏まえると、同様に集金人に納付可能であった39年4月から同年9月までの保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人が事業所に職場復帰した昭和39年4月の時点で、申立期間①のうちの38年10月から39年3月までの保険料を集金人に納

付することは可能であり、集金人に納付したはずであるとする申立人の主張に不自然さはみられない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 42 年 11 月ごろに事業所を辞めて転居した後は、市町村役場窓口や集金人に保険料を納付していた。」と主張するところ、申立人から提出された国民年金手帳（昭和 41 年 4 月 1 日発行）には、41 年 4 月から 43 年 1 月までは検認記録欄に検認印があり、オンライン記録でも納付済みとされているが、同手帳の同年 2 月から 44 年 3 月までは、検認記録欄に検認印が無いことが確認できる。

また、申立人が、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「市町村役場窓口や集金人に保険料を納付していた。」と主張するところ、申立期間③の直前の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料は 52 年 12 月 13 日に、直後の 52 年 7 月から 54 年 3 月までの保険料は 54 年 8 月 3 日に、いずれも夫の保険料と一緒に過年度納付されていることが確認できる上、同年 8 月 3 日に過年度納付した時点では、申立期間③の保険料は時効により納付できなかったことが推認できる。

また、申立人とその夫の昭和 49 年 4 月以降の保険料の納付日は同一であることが確認できるところ、申立期間③については、申立人の夫も未納となっている上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月まで
昭和 55 年 4 月に A 市町村から B 市町村に転入し、B 市町村役場で国民年金の手続を行い、保険料を市町村役場窓口で納付していた。
昭和 53 年 12 月以降の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を一緒に納付しており、申立期間の保険料も一緒に納付していたはずであるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の昭和 53 年 12 月以降の保険料を一緒に納付していたとするその夫は、申立期間を含めて保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。」と主張するところ、保険料の納付日が確認できる昭和 63 年度以降において、夫婦が同一日に保険料を納付していることが確認でき、申立期間の保険料についても夫と一緒に納付していたとする主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の夫は、「自分が夫婦二人分の国民年金保険料を B 市町村役場の窓口で納付していた。納付期日が過ぎた場合は、新しい納付書を窓口でもらって、市町村役場内の銀行で納めていた。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和46年3月20日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和43年4月にA株式会社に採用され、同社B校に入校した。実習先（厚生年金保険の適用事業所としては、同社C事業所）から同校に戻った46年3月20日から、正式に同社C事業所に配属された同年4月1日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録並びに同僚の証言から、申立人はA株式会社において申立期間も継続して勤務（昭和46年3月20日に現地実習を終了し、同社B校に戻り、同年4月1日に同社C事業所に配属）していたことが確認できる。

また、A株式会社は、「B校に在籍する期間は、本社において厚生年金保険に加入させていた。ただし、現地実習期間は、現地実習先で厚生年金保険に加入させていた。」「現地実習先での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和46年3月20日、同校に在籍した後の勤務地での取得日が同年4月1日であれば、その間は、本社において資格取得させることとなる。」と回答している。

さらに、D健康保険組合は、「申立人の健康保険の資格取得日は、昭和43年4月1日であり、現在まで継続して加入している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和46年2月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では、確認できる資料は無いが納付していたものと考えられるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは通常処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 20 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 3 月 26 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 1 日から同年 3 月 26 日まで

私は、昭和 20 年ごろ A 都道府県に行き、工場で仕事をしていた。女性の多い工場で、B 地区近辺の寮に住み、歩いて通っていた記憶がある。勤務は短期間で、空襲で焼け出され、実家に戻ってきた。工場や寮の名称などは覚えていないが、厚生年金保険に加入していたかどうか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 株式会社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日が昭和 20 年 1 月 1 日、資格喪失日が同年 3 月 26 日）が確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同姓同名の者の前後に、申立人と出身地が近く、資格取得日及び資格喪失日が同じ者が 15 人記載されていることが確認でき、このうちの一人は、11 人の同僚の氏名を記憶しており、当時の勤務状況等に関する記憶も申立人の記憶と合致している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和 20 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出、及び同年 3 月 26 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年1月21日まで
② 昭和20年1月21日から同年10月1日まで

学校を卒業してすぐに、A株式会社B工場へ働きに行ったが、太平洋戦争の終わりごろ、同社C工場へ移り、そこで終戦を迎えた。玉音放送を聞いて、逃げるように実家に戻ってきたので、会社から脱退手当金の説明は受けていないし、当時は子供だったので、年金制度自体を知らなかった。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間の脱退手当金は、申立人のA株式会社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和20年10月1日）の約11か月後の21年8月24日に支給決定されたこととされている。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が管理されているオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳の記録は、申立期間の最終事業所であるA株式会社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている記号番号（当該記号番号は、申立人が昭和19年10月1日に同社B工場で被保険者資格を取得した際に払い出されたものと同一）ではなく、これよりも1番前の番号により管理されていることが確認できる上、申立人に当初払い出された記号番号により管理されていた別人の被保険者台帳には、この者の本来の生年月日とは異なる、申立人と同一の生年月日が記載されていること、及び脱退手当金が支給された記録は無いことが確認できることから、申立期間の脱退手当金の支給記録は申立人のものではなく、別人の記録であった可能性が高いものと考えられる。

また、A株式会社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 224 人の被保険者のうち、オンライン記録により被保険者記録が確認でき、受給資格を満たしている 42 人について、脱退手当金の支給記録の有無を調査したところ、支給記録が確認できるのは二人のみであり、同社の当時の社員は、「C工場は、終戦に伴い操業を停止し、昭和 20 年 10 月 1 日から新しい体制でスタートした。旧体制に係る事務は、同年 9 月 30 日までの間に残務整理に当たっていた事務担当者がすべて終えていたはずであり、21 年 8 月に支給された脱退手当金の請求手続に会社が関与していたとは考えられない。」と証言していることから、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から45年10月まで

夫はA事業所勤務だったが、私が経営していた店に、市町村役場の男性が加入勧奨に何回か来たので、国民年金に加入することにした。その後、毎月又は2か月に一回ぐらい、その市町村役場の男性に国民年金保険料を納付していた。任意加入だと分かってからは納付をやめたが、申立期間は納付していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和61年5月6日、資格取得は同年4月1日に行われていることが確認でき、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「市町村役場の男性職員に保険料を納付していた。」と主張しているところ、同じ町内に居住する住民は、「申立期間当時、町内会の役員が集金しており、市町村役場職員が集金することはなかった。」と証言している。

加えて、申立期間は98か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月から 42 年 5 月まで

申立期間について、A株式会社B工場で働いていた。同じ集落から出稼ぎに行った同僚には厚生年金保険加入記録があり、私に無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚及びA株式会社B工場の元従業員の証言から、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、出稼ぎに行った別の同僚は、「国民年金に加入しているので、社会保険に加入しないとする者もいたため、会社では、出稼労働者から個別に加入の意思を確認していた。私と一緒に出稼ぎに行った知人夫婦は、社会保険に加入しなかった。」と証言しているところ、オンライン記録により、この夫婦は、申立期間当時、A株式会社B工場において厚生年金保険に加入しておらず、当時 20 歳に到達していた夫は、国民年金に加入していたことが確認できる。

また、申立人に対し、A株式会社B工場から社会保険加入の意思確認が行われたかどうかを聴取したところ、申立人は加入の意思確認が無かったと記憶しているが、同事業所から健康保険被保険者証を受け取った記憶も無い上、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、申立人がA株式会社B工場において、雇用保険に加入していた記録は確認できないところ、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚及びこの同僚が記憶する別の同僚は、申立期間当時、厚生年金保

険と雇用保険に加入していることが確認できる。

加えて、A株式会社から提出された昭和44年度出稼労働者（35人）の身上調書の写し（ただし、申立期間に係る当該資料は現存しない。）から、厚生年金保険の加入記録の有無を調査したところ、11人に加入記録が無く、このうち連絡の取れた二人は、「当時は、国民年金に加入しており、社会保険に加入していなかった。」と証言している上、これら二人も雇用保険の加入記録が無い。

これらのことから、当時、A株式会社B工場では、厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させていたことがうかがえる。

このほか、A株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は無く、申立期間において整理番号に欠番もみられない上、申立人の厚生年金保険料の控除等に関する記憶は曖昧であり、ほかに給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月ごろから 56 年 4 月ごろまで
② 昭和 57 年 4 月ごろから 59 年 8 月ごろまで

私は、A株式会社B工場に3回ぐらい勤務していたが、このうち同社での厚生年金保険の加入記録が昭和63年10月14日から平成4年2月1日までの期間しか無い。申立期間①及び②においても、それぞれ数か月程度、厚生年金保険の加入記録があるはずなので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①及び②のうち、昭和58年9月6日から59年4月12日までの期間において、A株式会社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社本社の申立期間当時の総務担当者は、「当社はC健康保険組合に加入していた。厚生年金保険と健康保険は同時に加入手続を行っていた。」と証言しているところ、同健康保険組合は、「申立人の健康保険の加入記録は、昭和63年10月14日から平成4年2月1日までの期間以外は無い。」と回答している。

また、上記の総務担当者及びC健康保険組合は、「雇用期間があらかじめ定められている者については、健康保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、上記の雇用保険の記録は、短期の雇用に就くことを常態とする者として雇用される「短期雇用特例被保険者（雇用保険法第38条第1項第2号）」であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②において、国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人の勤務状況等に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月ごろから同年11月1日まで
② 昭和25年7月1日から26年9月1日まで

私は、申立期間①について、運転手助手として株式会社Aに入社し、働いていた。同時期に入社した同僚から、運転技術を教えてもらっていた記憶がある。同社での厚生年金保険の加入記録が昭和23年11月1日からとのことだが、その前から勤務していたので、調査してほしい。

また、申立期間②について、B株式会社に公共職業安定所の紹介で入社し、C市町村の現場で仕事をしていた。この現場には、本社から社員数名が来ていたと記憶している。同社での厚生年金保険の加入記録が無いとのことだが、間違いなく勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人は株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同時期に運転手として株式会社Aに入社した同僚は、「私は、昭和23年8月ごろに入社したが、当時は試用期間があった。」と証言しており、当該同僚の同社での厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ同年11月1日であることが確認できる。

また、申立人が「私よりも1年ぐらい前に入社した」と述べている運転手であった別の同僚、及び現場責任者であった申立人の兄については、連絡先不明及び死亡により勤務状況等について聴取できないが、株式会社Aでの厚生年金保険の資格取得日は、それぞれ昭和23年6月1日及び同年10月1日であることが確認でき、同社では、入社して一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立期間①について、給与から保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B株式会社の回答及び同僚の証言から、申立人は同社のC市町村の現場で働いていたことが推認できる。

しかしながら、申立人が、一緒に現地採用されたと記憶する同僚3人についても、B株式会社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、B株式会社では、「昭和42年以前に現地で採用された従業員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、当時、同社本社から、C市町村の現場に派遣されていた社員は、「現地採用の従業員は、正社員の扱いではなかったと記憶している。」と証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、申立期間②において、健康保険の番号に欠番もみられない。

このほか、申立期間②について、給与から保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月ごろから44年12月ごろまで
② 昭和48年4月ごろから51年5月1日まで
③ 昭和52年12月26日から53年3月27日まで
④ 昭和55年12月31日から56年4月ごろまで

私は、申立期間①について、昭和40年5月ごろからA株式会社で4年間ほど勤務した。厚生年金保険に加入した記録が無いとのことなので、調べてほしい。

また、申立期間②から④までについて、昭和48年4月ごろから8年間ほど、B株式会社が倒産するまで継続して勤務していたが、51年5月1日から52年12月26日までの期間及び53年3月27日から55年12月31日までの期間以外の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された社員旅行の写真及び同僚の証言から、申立人はA株式会社において配達業務をしていたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社の当時の事務担当者は、「配達業務は、社員が行う以外に請負もあった。申立人は、自分の車を出して市町村内の配達を行う請負だった。請負は社員ではないので、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、申立人が同様に配達業務をしていたと記憶する同僚についても、厚生年金保険の加入記録は無く、上記の事務担当者は、「その者も請負だった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることが確認できる。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番もみられない。

このほか、申立期間①について、給与から保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②から④までについて、申立人は、「B株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、申立期間②については、同社の社会保険業務を受託していた社会保険労務士から提出された同社の労働者名簿には、申立人について、昭和47年8月から51年までの期間は、「B株式会社 下請負」と記載されていることから、申立期間②当時、申立人と同社とは使用関係が無かったものと考えられる。

また、申立期間③及び④については、上記労働者名簿には、申立人について、「昭和51年5月1日雇入れ、52年12月25日解雇、53年3月27日雇入れ、55年12月30日解雇」と記載され、当該記録は、申立人のB株式会社での雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録とも合致している上、申立期間④については、雇用保険支給台帳の記録から、申立人は、55年12月30日に離職した後、56年1月14日に求職申込みを行い、その後、基本手当が給付されていることが確認できる。

さらに、申立期間②から④までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに給与から保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。